

議案第37号

読谷給食調理場機械設備改修工事請負契約の変更について

読谷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年読谷村条例第10号）第2条の規定により、令和3年9月28日議案第38号で議決された読谷給食調理場機械設備改修工事請負契約について、下記のとおり変更したいので議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 読谷給食調理場機械設備改修工事
- 2 当初の契約額 金152,900,000円
- 3 変更増減額 増額金25,190,000円
- 4 変更後の契約額 金178,090,000円
- 5 契約の相手方 住 所 読谷村字大木470番地
商号又は名称 (有)良政産業・(有)読谷電気水道工事社
特定建設工事共同企業体
氏 名 有限会社良政産業
代表取締役 比嘉 良昭

令和4年6月14日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

収入印紙

貼付欄

建設工事仮請負変更契約書

令和 3年 9月 28日に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 読谷給食調理場機械設備改修工事
2. 工 事 場 所 読谷給食調理場
3. 工 期 自 令和 3年 9月 29日
至 令和 4年 6月 30日
4. 変 更 後 の 工 期 自 令和 3年 9月 29日
至 令和 4年 8月 19日
5. 原契約額に対する変更増額 ¥25,190,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥2,290,000-)
6. 変更後の請負代金額 ¥178,090,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥16,190,000-)
7. 契約保証金 免 除
8. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書3通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 4年 6月 1日

発 注 者	読谷村長	石嶺 傳實
受 注 者	(有)良政産業・(有)読谷電気水道工事社 特定建設工事共同企業体	
代 表 者	住 所	沖縄県中頭郡読谷村字大木470番地
	商号又は名称	有限会社良政産業
	氏 名	代表取締役 比嘉 良昭
構 成 員	住 所	沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆373番地の3
	商号又は名称	有限会社読谷電気水道工事社
	氏 名	代表取締役 國吉 真和